

国営かんがい排水事業 神崎川下流地区

事業の概要

本地区は、滋賀県の琵琶湖東部に位置し、愛知川沿いの扇状地及び段丘に広がる7,220haの水田地帯である。

本地区の主要水源施設である永源寺ダムは、国営愛知川土地改良事業（昭和27年度～昭和58年度）によって造成されたものであるが、築造から約30年が経過し、経年変化により貯水池法面の侵食、崩壊が進行するとともに、自然条件の変化に伴う貯水池内への予想を上回る土砂の流入により土砂溜施設の機能が低下し、ダム管理に支障を来している。

このため本事業において、貯水池法面保護工及び土砂溜施設の更新を行うものである。

事業の目的・必要性

本事業において、永源寺ダム貯水池法面保護工及び土砂溜施設の更新を行うことにより、安全性の確保、農業用水の安定的確保並びに維持管理の軽減を図り、もって農業経営の安定に資するものである。

事業の効率性

効用（年総効果額）：

施設更新による現況施設の機能の維持	93百万円
農業水利施設の更新による維持管理費の減	12百万円
計	105百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総事業費	①	1,497百万円	
効 用	②	105百万円	
廃用損失額	③	9百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数	④	38年	当該事業の耐用年数
還元率×（1＋建設利息率）	⑤	0.0654	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	⑥＝②／⑤－③	1,598百万円	
費用便益比	⑦＝⑥／①	1.06	

注）百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

事業の有効性

機能低下している貯水池法面の保護及び土砂溜施設の更新により、永源寺ダムの有効貯水量約2,200万m³が確保され農業経営の安定化が図られるとともに、年間約12百万円相当の維持管理費が節減される。

日程・手続

平成14年12月より、土地改良事業計画の概要の公告等の土地改良法に基づく手続きが開始されている。

事業に対する決議

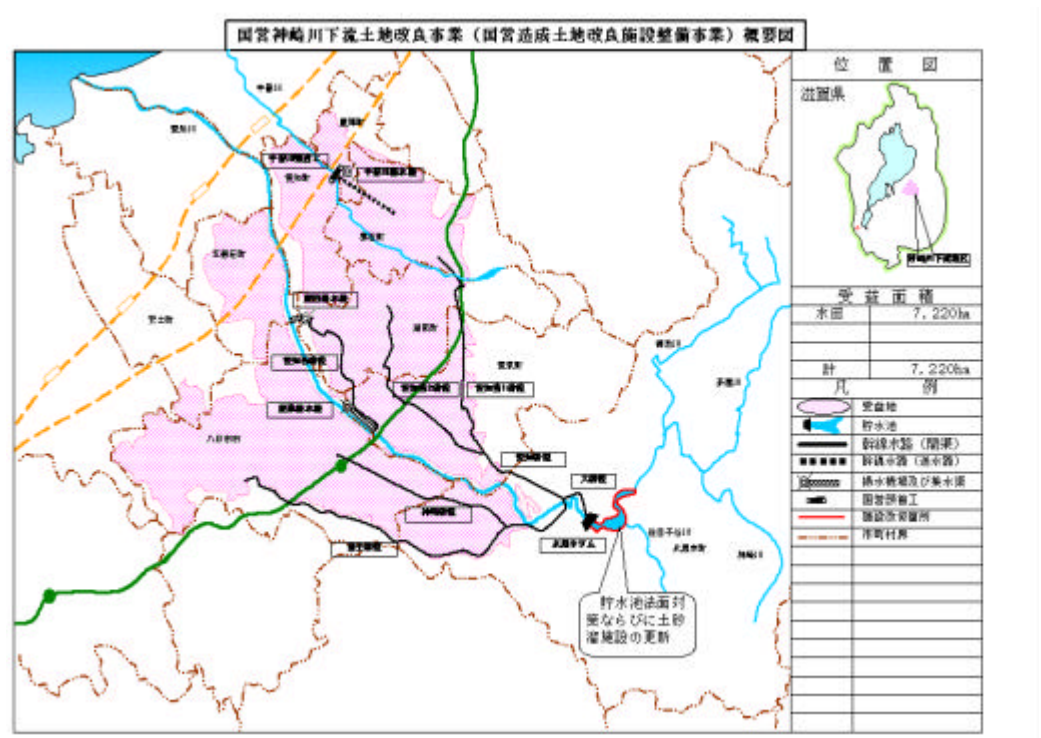
平成14年3月 土地改良区総代会において平成15年度新規着工要望することを決議。

評価担当部局

近畿農政局

概要図

1. 受益面積	7, 220 ha		
2. 受益者数	9, 845人		
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事業費
	永源寺ダム 貯水池法面保護工	1 式	468百万円
	// 土砂溜施設	1 式	1, 029百万円
4. 国営総事業費	1, 497百万円		



平成 15 年度新規地区採択チェックリスト (国営かんがい排水事業)

局名 :近畿) 地区名 :神崎川下流)

1. 必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判 定
1. 事業の必要性が明確であること。(必要性)	・農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
3. 事業の効率性が十分見込まれること。(効率性)	・当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
4. 農家負担の可能性が十分であること。(公平性)	・当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	☐
5. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

※項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の () には主として考えられる観点を記述している。

平成 15 年度新規地区採択チェックリスト (国営かんがい排水事業)

局名 :近畿) 地区名 :神崎川下流)

2. 優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判 定
1. 事業で達成する目標に関する事項 (有効性)	①地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。 ②農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。 ③水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。 ④老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。	☒ ☐ ☐ ☒
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	①事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 ②コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 ③関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。 ④高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。 ⑤一般被害等の軽減にも寄与するものである。 ⑥地元の事業推進体制が整備されている。 ⑦関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 ⑧関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。 ⑨関連する他事業との調整が図られている。 ⑩施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒

※項目を満たしている場合は「○」とする。
項目欄の()には主として考えられる観点を記述している。